

「りそな EB サポートツール」ソフトウェア利用規定

「りそなEBサポートツール」(以下、本ソフトウェアといいます)のご利用にあたっては、下記のすべての条項に同意いただく必要があります。本ソフトウェアの申込前に、下記の利用規定を必ずご確認ください。

1. 目的

本利用規定は、埼玉りそな銀行(以下、当社といいます)とお客さまとの間の本ソフトウェアに関する使用許諾等について、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 使用許諾

- (1)本ソフトウェアを使用できるお客さまは、「りそなパソコンサービス」、「りそなビジネスダイレクト(Web伝送サービス)」等のデータ伝送サービスの利用者または「電子債権(でんさい)」の利用者に限られるものとします。
- (2)お客さまは、総合振込等のデータの作成および分割または、CSVファイル等の全銀協フォーマット形式ファイルへの変換、受信済全銀フォーマット形式ファイルの画面・帳票出力を目的として、本ソフトウェアを、お客さまの保有するコンピュータシステムにインストールし使用することができます。また、お客さま組織内部での使用の目的で、複数台のコンピュータシステムにインストールし使用することができます。
- (3)本ソフトウェアの利用に際して使用できる機器は、当社が対象機器と指定したものに限り、また、使用する機器等は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本ソフトウェアの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3. 禁止事項

お客さまは、本ソフトウェアの使用にあたっては、次の事項を行ってはなりません。

- (1)本ソフトウェアを前項(2)の目的以外で使用する。
- (2)本ソフトウェアの全部もしくは一部を、第三者に譲渡、貸与し、また再使用許諾等すること。
- (3)本ソフトウェアに改変を加えること、およびリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは、逆アセンブルを行い、また第三者をしてこれらの行為をさせること。
- (4)本ソフトウェアを直接または間接に輸出すること。
- (5)本ソフトウェアの全部もしくは一部を、第三者に頒布、送信、その他の方法で提供すること。

4. 著作権

- (1)本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権は、当社が保有しており、本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されています。
- (2)本利用規定によりお客さまに許諾された場合を除き、本ソフトウェアに関するいかなる権利もお客さまに譲渡または許諾されることはありません。

5. 免責

- (1)当社は、本ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないことを保証しません。
- (2)当社は、本ソフトウェア製品の使用または使用不能からお客さまに生じるあらゆる損害について一切責任を負わず、またいかなる場合にも付随的、特別あるいは結果的な損害および逸失利益について一切責任を負わないものとします。

6. 手数料

- (1)本ソフトウェアの利用にあたっては、契約者は当社所定の手数料(消費税額を含む)を当社に支払うものとします。
- (2)手数料は当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、所定の決済口座から自動的に引落します。

7. 本ソフトウェアの内容または本利用規定の変更

- (1)当社は、本利用規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本利用規定の変更が、本ソフトウェアの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本利用規定を変更することができるものとします。
- (2)変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。
- (3)変更内容は、ホームページ等当社所定の方法によりお客さまに通知または公示します。この変更により、万が一お客さまに損害が生じた場合でも、当社の故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

8. 秘密保持

お客さまは、本ソフトウェアに伴って知得した当社および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

9. 契約期間

本利用規定は、申込書に記載の申込日より発効し、お客さまが本ソフトウェアの使用を終了し、または、次項の規定により当社が本契約書を解約するまで有効とします。

10. 解約

- (1)当社は、お客さまが本利用規定に定める条項に違反した場合、直ちに本使用許諾を解約することができます。
- (2)また、本使用許諾の根拠となる「りそなパソコンサービス」、「りそなビジネスダイレクト(Web伝送サービス)」等のデータ伝送サービスまたは「電子債権(でんさい)」サービスを解約された場合には、本使用許諾も解約されます。
- (3)本使用許諾が解約となった場合、お客さまは速やかに本ソフトウェアを削除しなければなりません。

11. 準拠法・合意管轄

- (1)本利用規定の準拠法は、日本法とします。
- (2)本利用規定に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的管轄裁判所とします。